

事 務 連 絡
令和 3 年 1 1 月 1 6 日

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

(周知依頼：様式変更等) 水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、11月5日付の連絡で貴団体所属企業への周知等をお願いした標記の件につき、一部様式の簡素化等を行い、厚生労働省 HP 等で11月17日に公表する旨の連絡が参りましたので、お知らせ致します。貴団体所属企業への周知等、お願い致します。

なお、新たな様式等は、11月17日以降になされる申請について適用されます。従前の様式等による申請も引き続き有効ですが、17日以降の申請については、可能な限り新様式等によりいただきますよう、あわせて貴団体所属企業に周知いただきますよう、お願い致します。

<本制度の詳細について(新様式等の掲載先も同じ) (厚生労働省 HP を参照) >

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

<建設企業・不動産企業が行う申請について(国土交通省 HP で随時更新) >

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html

<本依頼自体に関する問い合わせ先(※) >

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111 (内線: 24621、24618)

※ 制度自体に関するお問い合わせは、厚生労働省 HP に掲載されているコールセンターまで。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省 HP に掲載されており、(一社)建設技能人材機構 03-6453-0225まで。